

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

手数料など諸費用について

- ・当ファンドの手数料など諸費用の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・購入時手数料は約定金額（買付口数×約定日の基準価額）に所定の手数料率を乗じた額となります。当ファンドの購入時手数料は、取扱投信一覧画面および注文入力画面でご確認ください。

当ファンドのお取引は、クーリングオフの対象にはなりません

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

当社における購入金額は、購入時手数料（税込）を含んだ金額となります。

例えば、購入時手数料 1.08%（税込）のファンドを 100 万円の金額指定で購入する場合、100 万円全額が当該投資信託の購入金額となるものではありませんので、ご注意ください。

この書面の内容が変更された場合、会員画面内で最新版を交付します。変更前の書面は当社のホームページ上の【各口座取引規程】－【取引規程更新履歴】でご確認ください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、ネットストック口座、投資信託口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書を電子交付いたします。

当社の概要

商号等	松井証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号
本店所在地	〒102-8516 東京都千代田区麹町1-4 半蔵門ファーストビル
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	119億円（※）
主な事業	金融商品取引業
設立	昭和6年（1931年）3月
連絡先	顧客サポート 0120-953-006（03-5216-8628）

※ 当社の資本金の額は、当社の資本政策または当社の発行する新株予約権の行使等により変動する場合があります。最新の内容については、当社のホームページ上でご確認ください。

2018年11月

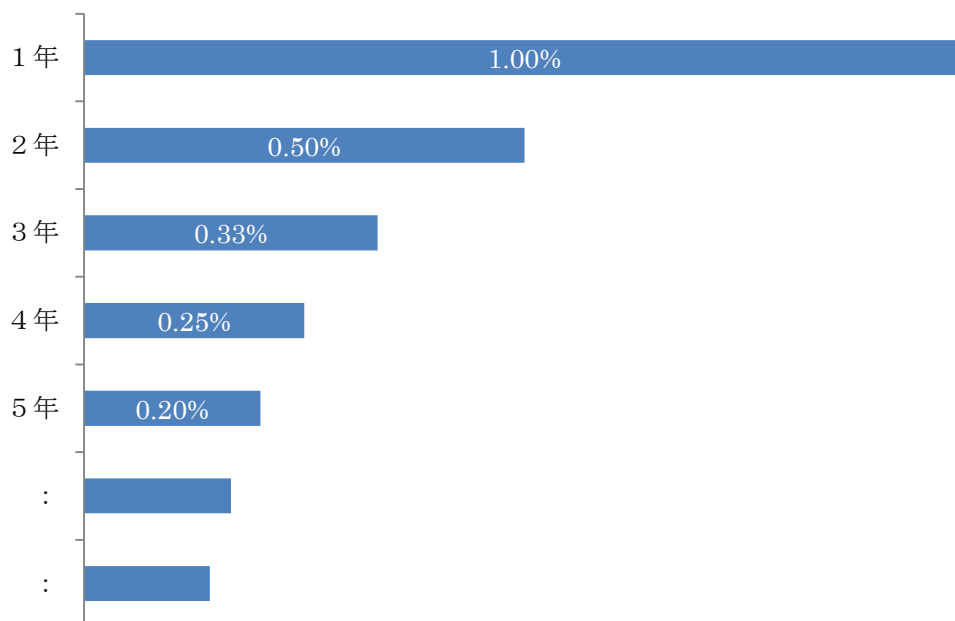
購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が1%（税抜）の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率（税抜）】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約時手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や目論見書補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は目論見書でご確認ください。